

## 第2章 住宅施策の基本方針及び目標

1. 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針
2. 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

## 第2章 住宅施策の基本方針及び目標

### 1.住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針

#### (1) 住宅の位置づけ及び住宅施策の意義

住宅は、県民の生活の基盤であり、家庭や人を育むかけがえのない生活空間であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点です。また、都市や街並みを構成する重要な要素であり、社会的性格を有するものです。

住宅は、個人の私生活の場であるだけでなく、健全で活力あふれる社会をつくる礎でもあるため、住宅に関する施策は、社会の持続的発展及び安定を図るうえで重要であり、総合的かつ計画的に推進していくことが必要です。

豊かな住生活は、市場において、一人ひとりが自ら努力することを通じて実現されることを基本とすべきです。このため、県の役割は、市場が円滑かつ適切に機能するための環境を整備するとともに、市場に委ねては適切な資源配分が確保できない場合にその誘導・補完を行うことにあります。

併せて、県民一人ひとりが将来にわたりより良い住環境で暮らしていくため、社会全体で住生活に対する意識を改革していくことが必要です。

#### (2) 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」

県では、県行政全般に係る政策等の基本的な方向性を、総合的かつ体系的に示した県行政運営の基本方針として「青森県基本計画 未来を変える挑戦」を定めています。

「青森県基本計画」では、本県の持つ可能性や課題などを十分に認識した上で、2030年（平成42年）における本県のめざす姿として「生活創造社会」を掲げ、そのための取組みの方向性を示しています。また、「青森県基本計画」においては、2030年における「生活創造社会」のめざす姿の具体像を次のとおり掲げています。

#### 青森県の「生業（なりわい）」と「生活」が生み出す価値が 世界に貢献し広く認められている状態

すなわち、青森県の様々な分野の「生業（なりわい）」と「生活」が生み出す価値が一体となって世界から評価され、県民自身もその価値を誇りに思い存分に享受している状態をめざすものです。

この状態の簡潔な表現として、次のように言い換えることができます。

#### 世界が認める「青森ブランド」の確立 ～「買ってよし、訪れてよし、住んでよし」の青森県～

### (3) 青森県住生活基本計画のテーマ

青森県住生活基本計画の目標年度は平成37年度（2025年度）であり、「青森県基本計画」が生活創造社会の実現をめざす2030年まで、残すところ5年となります。

「生活創造社会」の実現に向け、住環境の「質」の向上（ハード面）と併せて、より良い住環境を実現するための体制づくりや様々な人々がコミュニティで支え合う仕組みづくり（ソフト面）が必要と考えられますが、そうしたハード、ソフト両面が整備された住環境での暮らしを「豊かな住生活」として定義し、県の住宅施策がめざすべき姿として位置づけます。

これらを踏まえ、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針として、青森県住生活基本計画のテーマを

**「生活創造社会につながる豊かな住生活の実現をめざして」**

と設定します。

### (4) 住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての視点

本県の住宅事情の特性や課題の他、前述の住宅の位置づけ及び住宅施策の意義、また、上位計画である「青森県基本計画」を踏まえ、「生活創造社会につながる豊かな住生活の実現」をめざし、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての視点（目標設定の基本となる視点）を次のとおり設定します。

#### ① 「住まい手」の視点

住生活を営む主体である様々な「住まい手」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

#### ② 「住環境」の視点

「住まい手」が住生活を営む基盤である「住環境」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

#### ③ 「住宅関連産業」の視点

住生活を営む基盤である「住環境」を形成するために必要な「住宅関連産業」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

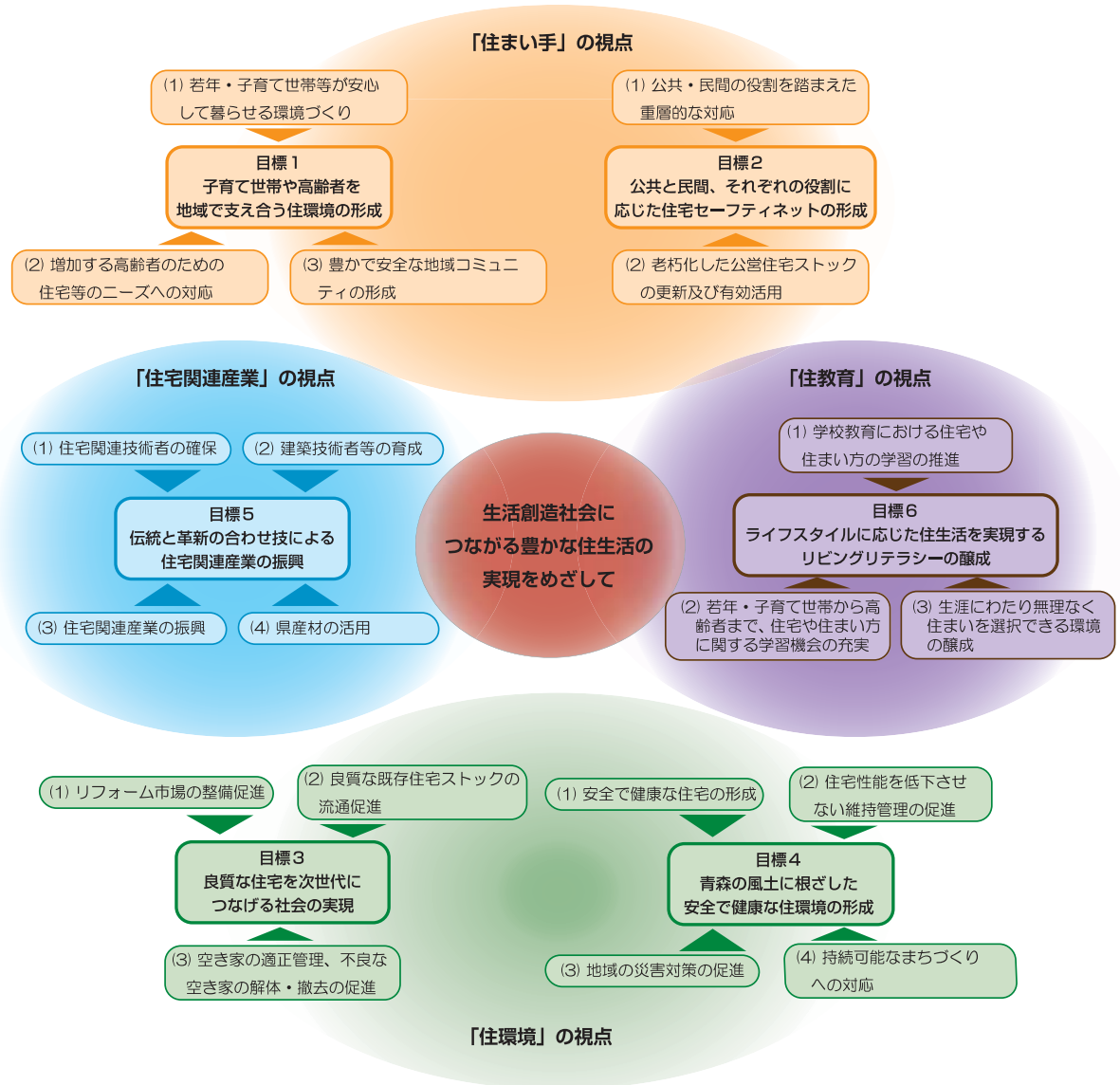
#### ④ 「住教育」の視点

「住まい手」と「住宅関連産業」が協働してより良い「住環境」を形成し、豊かな住生活を実現するために必要な知識や判断能力を身に着ける「住教育」の視点から、目標及び基本的な施策を設定します。

## 2.住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標

本県の住生活に関する課題に対応するため、前述の基本的な方針及び4つの視点に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する6つの目標を次のとおり設定します。

図 2-1 4つの視点・6つの目標の設定



## (1) 「住まい手」の視点

### ①目標1 子育て世帯や高齢者を地域で支え合う住環境の形成

本県では、少子化、高齢化及び世帯規模縮小の一層の進行が想定されています。また、空き家は増加傾向にあり、地域コミュニティの弱体化が懸念されています。

空き家等既存住宅ストックの利活用により、子育て世帯や高齢者等の交流を促進し、地域コミュニティの再生を図ることで、誰もが安全に安心して暮らせる住環境の形成をめざします。

### ②目標2 公共と民間、それぞれの役割に応じた住宅セーフティネットの形成

本県では、経済情勢の変化や高齢化の一層の進展等により、低額所得者、高齢者、障がい者等の住宅確保要配慮世帯は、今後、増加するとともに多様化することが予想されます。

住宅確保要配慮世帯を含む誰もが居住の安定を確保できるよう、公共賃貸住宅の的確な供給と民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を進め、公共・民間の役割分担を踏まえた重層的かつ柔軟なセーフティネットの形成をめざします。

## (2) 「住環境」の視点

### ①目標3 良質な住宅を次世代につなげる社会の実現

今後、人口や世帯数の減少により、新築住宅需要の低下や空き家の増加が懸念されているところですが、空き家や中古住宅等の既存住宅ストックは、その状況に応じて有効活用することにより、適切な住みかえや移住・定住の促進、コミュニティの形成及び住宅関連産業の活性化等につながる大きな可能性を含んでいるものと考えられます。

適切に施工・維持管理された住宅が適正に評価、流通される環境を整備することにより、良質な住宅ストックを人と地域をつなぐ公共的な財産として継承していく社会の実現をめざします。

### ②目標4 青森の風土に根ざした安全で健康な住環境の形成

県では、これまで、省エネや高齢化対応等、住宅に求められる性能の向上を図りつつ、本県の雪や寒さ等の自然特性や社会経済的な課題等を踏まえた「あずましい」住宅づくりに取り組んできたところです。

今後も住生活における省エネルギー対策を推進するとともに、今般、関心が高まっている住宅の耐震性能等の安全性や、「青森県基本計画」に基づき取り組む「健康長寿県」を県が考慮すべき住生活のポイントとして、安全で健康な住環境の形成をめざします。

### (3) 「住宅関連産業」の視点

#### ①目標5 伝統と革新の合わせ技による住宅関連産業の振興

県では、地場産業として、県産材を使用し品質・価格が明朗な住宅の供給システムを構築し、青森県の住宅のブランド化を図るため、本県の風土に対応し、快適な暮らしを実現する住宅のモデルである「あおり方式住宅<sup>20</sup>」の設計や施工のルールを明確化しました。

今後は、県産材の活用及び住宅関連産業の振興を図るため、県産材の特色を理解し木造住宅建設に係る技能を伝承しつつ、新たな技術を活用できる住宅生産技術者を確保、育成することにより、総体として住宅関連産業における「青森ブランド」の確立をめざします。

### (4) 「住教育」の視点

#### ①目標6 ライフスタイルに応じた住生活を実現するリビングリテラシーの醸成

既存住宅の耐震改修や空き家の有効活用、中古住宅の流通促進等、住宅施策における課題を解決し、豊かな住生活を実現するためには、将来にわたりより良い住環境で暮らしていこうとする県民一人ひとりの意識形成が必要であり、良質な住宅の価値を適正に判断し評価できる社会環境の醸成が必要です。

住生活に対する社会全体の意識改革を促すため、学校における住教育及び一般に対する住情報提供等を実施し、県民全体のリビングリテラシー（住宅や住まい方に関する基礎的な知識や判断能力）を向上させることにより、個々のライフスタイルに応じた住宅を容易に選択できる社会の実現をめざします。

---

20 あおり方式住宅：青森県の木材を使い、本県の気候風土に適した、地元事業者による住宅づくりの手法